

事業所向け再エネ電力利用促進事業（再エネ電力共同購入） に関する協定書（案）

堺市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、市内事業所における再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の利用を促進することにより事業所の脱炭素化を推進するため、事業所向け再エネ電力利用促進事業（再エネ電力共同購入）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、事業所向け再エネ電力利用促進事業（再エネ電力共同購入）（以下「本事業」という。）に関する甲及び乙の役割、実施の条件、有効期間等を規定することにより、本事業が円滑かつ効率的に実施されることを目的とする。

（役割等）

第2条 本事業における甲及び乙の役割については、次のとおりとする。

（1）甲 本事業の広報に係る業務の支援

（2）乙 「事業所向け再エネ電力利用促進事業（再エネ電力共同購入） 仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務内容の実施

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（実施の条件）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載された内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 乙が第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に当たっては、甲及び乙は第2条第1項に掲げる事項に責任を持って取り組むこととし、乙は、甲、小売電気事業者、支援希望者等の本事業の関係者に対して、社会的、経済的な不利益を生じさせることのないよう未然防止を図るとともに、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、乙と小売電気事業者又は支援希望者との間で争いが生じた場合は、乙が適切に対処し、解決しなければならない。

3 本事業の実施に伴い、小売電気事業者と支援希望者との間で争いが生じた場合であって、両者間で解決できない場合においては、乙が適切に対処し、解決しなければならない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の締結及び本事業の実施において知り得た情報を本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(構成員の加入及び脱退に対する措置)

第7条 本協定に加入を希望する者があり、甲及び乙がこれを承諾した場合は加入を認めるものとする。

2 本協定から脱退を希望する者がある場合は、協定の有効期間が満了する日の3月前までに甲及び乙に通知するものとする。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、乙は協定期間内において募集を行った事業については、協定の有効期間が満了する日以降であっても、仕様書に定める業務内容が完了するまで責任を持って対応するものとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の3月前までに、甲又は乙が本協定の終了の通知を行わないときは、本協定の有効期間を翌年の3月31日まで延長するものとし、以降も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第9条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 相手方当事者がこの協定に違反したとき。

(2) 相手方当事者が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(3) 乙が「事業所向け再エネ電力利用促進事業 募集要領」に示す応募資格要件を満たさないことが判明したとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(個人情報取り扱い)

第10条 乙は、本協定による連携・協力を行うにあたって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せ、仕様書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、直ちに相手方に報告し、故意又は過失のある場合に限り、損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第12条 本協定に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義等の処理)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有す

る。

年 月 日

「甲」	住所 氏名	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺 市 代表者 堺市長	永 藤 英 機	印
-----	----------	-----------------------------------	---------	---

「乙」	住所 氏名	●● ○○ 代表者 ○○○○	○ ○ ○ ○	印
-----	----------	----------------------	---------	---